7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、建築一式工事で級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防経施第5989号。27. 4. 1）又は工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、延べ面積2,100㎡以上／（１棟当り）の建物に係る新設建築工事を施工した実績（原則、着工から完成まで従事）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
代表者以外の構成員は、平成13年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、構造が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で、延べ面積1,000㎡以上／（１棟当り）の建物に係る新設建築工事を伴うもの）を施工した実績（原則、着工から完成まで従事）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
イ　建設業法の建築工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、⑵アの代表者に求める施工実績及び配置予定技術者の条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
9　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「赤崎貯油所㉘倉庫新設等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 28 年９月９日
警察庁長官官房会計課理事官　谷　　滋行
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
○第 909 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14、71、27
⑵　導入計画物品及び数量
警察総合捜査情報システム　１式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　平成31年度
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件　詳細は導入説明書による。
2　資料及びコメントの提供方法
⑴　資料等の提供期限　平成28年10月12日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局情報管理課　鈴木　知広　電話03―3581―0141　内線2481
3　説明書の交付
本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成28年９月９日から平成28年10月12日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
4　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 14, 71, 27
⑵　Nature and quantity of the services to be required : Integrated Investigative Information System, 1 set
⑶　Type of the procurement : lease
⑷　Basic requirements of the procurement : as enclosure
⑸　Time-limit for the submission of the requested material : 17 : 00　12 October, 2016
⑹　Contact point for the notice : Tomohiro Suzuki, Information Systems Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 JAPAN. TEL 03―3581―0141 ext. 2481

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成 28 年９月９日
国立大学法人宮崎大学
契約担当役　理事　増田　宏明
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　45
○第１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量　医療情報システム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期　平成28年度12月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
A　要求システムは、診療系・看護系・医事系の３要素を統合し、本学附属病院の診療業務を総合的に支援しつつ、病院業務を円滑に運営・監理できる機能を有すること。
B　要求システムは、包括的なセキュリティ管理機能を備えること。
C　要求システムは、診療に関わる機能の対象として、患者基本情報、予約（外来、入院、他科・他部署受診等）、検査（検体・生理・放射線・輸血・病理等）、処方（院内・院外等）、注射（外来・入院等、院内調剤等）、処置（外来、病棟処置、放射線治療、内視鏡・透析・理学療法等）、輸血、手術、歯科処置、看護タスク、患者移動（入退院を含む転棟・転科・主治医の変更・転室転床・外泊等）、食事、医師タスク、医療チームタスク、ＩＣＤ10コードに基づく病名、厚生労働省診断群分類（ＤＰＣ）、ＤＰＣ決定要因、治験、等を含むこと。
D　要求システムは、全体として診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる粒度及び可用性を備えたデータの蓄積・抽出・再利用を前提とした構成をとり、本学の指定するフォーマットによる患者電子化診療録としての機能を有すること。